厚生労働行政推進調査事業費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 「在宅医療・在宅看取りの状況を把握するための調査研究」 平成 29 年度分担研究報告書

医師法 19条2項(医師法施行規則20条)及び医師法20条の要点整理と 死亡診断書の作成に係る実務上の課題の把握

研究分担者:前田正一(慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授) 研究協力者:石川英里(慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 特任講師)

【研究目的と方法】

在宅看取りとの関係から、医師法 19条2項(医師法施行規則 20条)及び医師法 20条の要点(死亡診断書等の交付義務と記載事項/死亡診断書と死体検案書の使い分け)を整理したうえで、医師との意見交換を通じて、死亡診断書の作成に係る実務上の課題を把握することを目的とした。

【結果】

後者について、在宅看取りに従事する医師より、死亡診断書の記載事項である、直接死因やその原因の記載等に関わる課題について意見が示された。すなわち、在宅看取りに際しては、患者に諸検査が行われていないことが少なくないため、上記の記載が難しい場合があるとの指摘等がなされた。これらのことから、在宅看取りとの関係から死亡診断書の記載方式の改変が必要か、その検討が必要であることが示唆された。

【A.研究目的と方法】

本分担研究は、在宅看取りとの関係から、 医師法 19 条 2 項 (医師法施行規則 20 条) 及び医師法 20 条の要点を整理したうえで、 医師との意見交換を通じて、死亡診断書の 作成に係る実務上の課題を把握することを 目的とした。

【B.結果】

以下に、概要を示す。

1. 医師法 19 条 2 項・医師法施行規則 20 条:死亡診断書等の交付義務と記載事項

医師法 19条2項は、「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書

若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない」と規定し、医師に対して、診断書等の証明文書の交付義務を課している。ここでいう「診断書」とは、通常の診断書及び死亡診断書であり、「検案書」とは、死体検案書及び死胎検案書である」。

上記の死亡診断書、死体検案書の記載事項については、医師法施行規則 20 条 1 項が、Box 1 に示すように規定している。また、同条 2 項が、左記の記載が第四号書式によらなければならないことを規定している。

2. 医師法 20条: 死亡診断書と死体検案書の使い分け

医師法 20 条は、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」と規定し、医師に対して、無診察治療等を禁止している。そして、ただし書きとして、「診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない」と規定している。

上記のただし書きとの関係で、死亡診断 書と死体検案書の使い分けの問題が生じる。 旧厚生省は、医務局長通知(医師法第20条 但書に関する件、昭和24年4月14日、医 発第385号)を出し、「1 死亡診断書は、 診療中の患者が死亡した場合に交付される ものであるから、苟しくもその者が診療中 の患者であった場合は、死亡の際に立ち会 っていなかった場合でもこれを交付するこ とができる。但し、この場合においては法第 20条の本文の規定により、原則として死亡 後改めて診察をしなければならない。法第 20条但書は、右の原則に対する例外として、 診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡 した場合に限り、改めて死後診察しなくて も死亡診断書を交付し得ることを認めたも のである。2 診療中の患者であっても、そ れが他の全然別個の原因例えば交通事故等 により死亡した場合は、死体検案書を交付 すべきである。3 死体検案書は、診療中の 患者以外の者が死亡した場合に、死後その 死体を検案して交付されるものである」と した。

また、厚生労働省は、「近年、在宅等において医療を受ける患者が増えている一方で、医師の診察を受けてから 24 時間を超えて死亡した場合に、『当該医師が死亡診断書を書くことはできない』又は『警察に届け出なければならない』という、医師法第 20 条ただし書の誤った解釈により、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘がある」として、医政局医事課長通知を出した(医師法第 20 条ただし書の適切な運用について、平成 24 年 8 月 31 日、医政医発 0831 第 1 号)。

この通知では、「1 医師法第20条ただし 書は、診療中の患者が診察後 24 時間以内に 当該診療に関連した傷病で死亡した場合に は、改めて診察をすることなく死亡診断書 を交付し得ることを認めるものである。こ のため、医師が死亡の際に立ち会っておら ず、生前の診察後24時間を経過した場合で あっても、死亡後改めて診察を行い、生前に 診療していた傷病に関連する死亡であると 判定できる場合には、死亡診断書を交付す ることができること。2 診療中の患者が死 亡した後、改めて診察し、生前に診療してい た傷病に関連する死亡であると判定できな い場合には、死体の検案を行うこととなる。 この場合において、死体に異状があると認 められる場合には、警察署へ届け出なけれ ばならないこと。」が示された。

3. 死亡診断書の作成に際する実務上の課

上記の死亡診断書について、在宅医療に 従事する医師との意見交換を行ったところ、 実務上、死亡診断書の記載内容および形式 について諸課題があるとの意見が示された。

記載内容に係る課題の主な点は、直接死 【E. 研究発表】 因やその原因の記載等(死亡診断書におけ る、「(ア)直接死因」、「(イ)(ア)の原因」 等の欄の記載)についてであった。すなわ ち、在宅看取りに際しては、医療機関内で患 者が死亡する場合とは異なり、臨床検査が 行われていないことが少なくないため、上 記の記載が難しい場合がある、との意見が 示された。また、「発病(発症)又は受傷か ら死亡までの期間」について、特に老衰の場 合に、期間の記載が難しい、という意見が示 された。

死亡診断書の形式については、在宅看取 りに特有の問題ではないが、現在使用され ている様式の記載欄は狭く、特に住所など、 正式な表記が難しい場合がある、との意見 が示された。

以上のことなどから、今後、在宅看取りと の関係から、死亡診断書の記載方式の改変 が必要か、その検討が必要であることが示 唆された。

【C. 文献】

- 1)厚生省健康政策局総務課、医療法・医師 法(歯科医師法)解、1996
- 2)前田正一、医療行為と法、赤林朗(編) 入門医療理 I 改訂版、勁草書房、2017.
- 3)池田典昭、救急治療現場における死亡診 断書・死体検案書、前田正一・氏家良人 (編)救急・集中治療における臨床倫理、 克誠堂、2016
- 【D. 健康危険情報】 該当なし。

なし。

【F. 知的財産権の取得・登録状況】 該当なし。

Box 1. 医師法施行規則 20 条

第 20 条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記 名押印又は署名しなければならない。

- 一 死亡者の氏名、生年月日及び性別
- 二 死亡の年月日時分
- 三 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で 死亡したときは、その名称を含む。)
- 四 死亡の原因となつた傷病の名称及び継続期間
- 五 前号の傷病の経過に影響を及ぼした傷病の名称及び継続期間
- 六 手術の有無並びに手術が行われた場合には、その部位及び主要所見並びにその年月 日
- 七 解剖の有無及び解剖が行われた場合には、その主要所見
- 八 死因の種類
- 九 外因死の場合には、次に掲げる事項
 - イ 傷害発生の年月日時分
 - ロ 傷害発生の場所及びその種別
 - ハ 外因死の手段及び状況
- 十 生後一年未満で病死した場合には、次に掲げる事項
 - イ 出生時の体重
 - ロ 単胎か多胎かの別及び多胎の場合には、その出産順位
 - 八 妊娠週数
 - 二 母の妊娠時及び分娩時における身体の状況
 - ホ 母の生年月日
 - へ 母の出産した子の数
- 十一 診断又は検案の年月日
- 十二 当該文書を交付した年月日
- 十三 当該文書を作成した医師の所属する病院等の名称及び所在地又は医師の住所並びに医 師である旨
- 2 前項の規定による記載は、第四号書式によらなければならない。

●別添の第四号書式

第四号書式

死亡診断書 (死体検案書)

				100		明治 昭和			-	-11		生年月日が不詳の場合は
氏 名				2女	1男 2女 生年月日	大正 平成	i内に死亡したと i曲いてください。		年 午前・午後	<i>1</i> 5	日分	推定年齢をカッコを付 で書いてください。
死亡したとき	17	被	q.	月	В	午前・午後	時		分			夜の12時は「午前0時」 最の12時は「午後0時」 と書いてください。
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別		181 188	€ 2診療所	3.介護老人(R健施設 4助産所	5老人:	t-4	6自宅 7	その他		「老人ホーム」は、要
	死亡したところ		5							tt.		老人ホーム、特別乗渡: 人ホーム、軽費老人ホー
	(死亡したところの機能)-5) 施・股・の 名 称								香	号		ム及び有料老人ホーム! いいます。
死亡の原因		(ア) 直接死	81				発病(発症)				傷病名等は、日本語ではいてください。 1欄では、各傷病について、
◆工棚、工棚とも に安越としての心地は 会がないでください。 ◆工棚では、最も それないでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	I	(イ) (力の額	BE .				又は受 死亡ま 期間					て発病の型(例:急性) 病因(例:病原体名)。 部位(例:胃噴門部がん) 性状(例:病理組織型)
		(ラ) (引の順	B				●年、月 の単位で (ださい)	書いて				等もできるだけ書いて ださい。
		(エ) (ウ)の順					ただし 非適の研 時、分等 で書いて	合は。 Iの単位				妊娠中の死亡の場合は「対 観講何選」、また、分娩・ の死亡の場合は「妊娠! 何遇の分娩中」と書いて
図果関係の順番で 書いてください◆1欄の傷病名の	п	直接には死時に 係しないが1番 傷病経過に影響 及ぼした傷病を	BO FE				(M:18 50)	3#月。 間20分)				 ください。 産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何適産後3
記載は各種一つに してください ただし、機が不 足する場合は(エ) 関に残りを医学的 団巣関係の順番で 書いてください	手術	1無 2有	部位及び	鉱位及び主要所見				ЯВ	平成 昭和	年月	В	何日]と書いてくださいⅠ欄及びⅡ標に関係し、 手術について、衝式又
	解削	1無 2有									1	その診断名と関連のある 所見等を書いてください 組介状や伝聞等による† 報についてもカッコを† して書いてください。
死因の種類		病死及び自然 外因死 不 そ 不詳の死		→ 「2 交通事故」は、率む 発生からの期間にかかけ らず、その事故による列 亡が該当します。 「5 煙、火災及び火焰、 よる傷害」は、火災による一般化炭素中毒、窒息								
外因死の迫加事項	作りたと	Fが発生し ・A	成+昭和					备客が 発生し			都道 府県 -	等も含まれます。 ◆─ 「1 住居」とは、住宅、
		が現住した ころの種別 1	住居 2 ^工 建	2 工場及び 2 建築規場 3 道路 4 その他(2.5	en en		E THE	庭等をいい。老人ホーム 等の居住施設は含まれま せん。
◆伝聞又は推定 情報の場合でも 書いてください	手	手段及び状況										 傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。
生後1年未満で	出名	出生時体章 グラム 単胎・多胎の弱 1 単胎 2 多胎 (子中第					子)	100	退款		at.	 → 妊娠週数は、最終月経、 基礎体温、粉音波計画等
明死した場合の 追 加 事 項		無 2有 3不詳 ^{和和} 年 月 日 死產児			出生児 死産児	人給		により推定し、できるだけ正確に書いてください。 母子健康手帳等を参考に 書いてください。				
その他特に付育	t~:	きことがら			0.5	St. A.		(92	報選22週以	1度4二限4	0)	The control of the control
上記のとま	り割	部(検案)す	ě		1790c	診断 (検案) 年月E	平成	4	月	В		
(病院、診療 老人保健施 所在地又は)	段等:	の名称及び			本診解者 (検索者)発行年月日	平成 香油		F 月 号	15		
(氏名)		DE ST					ED.		7			